

○委員長（峰崎直樹君） これより財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会を開会いたします。

連合理事会の協議により、本日は、財政金融委員長及び国土交通委員長が交代して連合審査会の会議を主宰いたします。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会・国民新・日本、辻泰弘でございます。

今日は三十分と限られておりますけれども、道路整備費財源特例法改正案につきまして国土交通大臣並びに財務大臣に対しまして御質問をさせていただきたいと思っております。

さて、少しこの法案の若干陰に隠れていると言っては恐縮でございますけれども、実は、大きな問題として、七条に日本高速道路保有・債務返済機構の債務の一部を一般会計に承継させると、こういったことがあるわけでございます。それで、冒頭、国土交通大臣にお伺いしたいんですがございますけれども、この七条が目指している目的、また政府の方針の意味合いについて簡潔に御説明いただきたいと思っております。

○国務大臣（冬柴鐵三君） これは高速道路の利便の増進に関する事業ということで、既存の高速道路の利用というものにつきましてこれを国民が使いやすいように、例えば夜間走る人たちにとってもう少し割引をしてもらおうとか、あるいは並行する国道が渋滞する場合に上へ上がってもらうために料金を引き下げるといようなこと、そういうことをねらったものでございまして、これは平成十九年十二月七日の政府・与党申合せによりまして二兆五千億を限度としてこういうものに使うということで定められたものでございます。

○辻泰弘君 そういった目的で政府としてお考えになっているわけですがけれども、それについての予算措置、財政措置につきまして、私は予算委員会また財政金融委員会における予算の委嘱審査でも質問したわけでございます。すなわち、二兆五千億もの多額の金を一般会計に担っていただくと、こういうことですから、極めて大きな意味を持つわけでございます。国民の税金に帰するということになるわけでございます。

そういった意味で、かねがね申し上げてきたわけですがけれども、実は、私が資料を作成させていただいているその中に穴埋めしてくれというような形で出して、結局、予算委員会の理事会に配付されたという形になっているんですけれども、しかし結果として議事録にも残っておりませんし、政府としての国会提出の資料にもつながっていないわけでございまして、この二兆五千億の国の財政措置がどうなったか、どうなっているのかということ、ここをはっきりと議事録に残しておきたいと思っておりますので、財務省の方からお答えください。

○政府参考人（香川俊介君） 債務承継二・五兆円の内訳でございますが、日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債が八千四百三十三億八百万円、それから日本高速道路保有・債務返済機構借入金が一兆五千二百三十三億五千六百九十九万九千円、それからこれらに係る利息が千八百三十三億三千四百八十九万九千円でございます。

○辻泰弘君 実は、その内訳を資料で私出しているわけですが、一応そこも読んでおいてください。スピードでいい、速くていいですから。

○政府参考人（香川俊介君） 予算委員会提出資料でございますけれども、先ほどの日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債八千四百四十三億八百万円のうち、七千三百五十三億八百万円につきましては、財政法二十八条等による平成二十年度予算参考書類に日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債の平成二十年度末見込額として記載されております。両者の差額の七百九十億円は、国債費のうちの予算繰入れとして平成二十年度一般会計予算に計上されております。

それから二番目の日本高速道路保有・債務返済機構借入金一兆五千二百三十三億五千六百九十九万九千円のうち、一兆四千六百二十億六千八百五十八万八千円は、財政法二十八条による予算参考書類に記載されている借入金五十七兆五千八百五十六億三千六百七十七万円の平成二十年度末見込額の内数でございます。差額の四百二億八千八百四十一万一千円は、国債費のうちの予算繰入れとして二十年度一般会計予算に計上されております。

それから、これらに係る利息でございますが、千八百三十三億三千四百八十万九千円でございますけれども、これらの債務に係る利息は十年間で、ああ、今これは申し上げました。そのうち、二十年度においては公債利子等九十八億八千七百六十七万円、借入金利子九十四億一千九百三十三万円の合計百九十三億七百万円が国債費として平成二十年度一般会計予算に計上されております。

○辻泰弘君 これは、私が資料を作らせていただいて、それに穴埋めしていただいて予算の理事会に配っていただいたという経緯なんですけれども、結果として正規の国会の議事録にも残っておらないことなので、あえて読んでいただいたわけですが、私が申し上げたかったことは、まず、これ資料お配りしておりますけれども、一番上の八千四百四十三億のうちの七千三百五十三億については財政法二十八条資料に載っているんだけど、名目が違っているわけなんです。違う名目で載っているわけです。裏のただし書にそれが入っていると書いてあるんですけど、小さい字で書いてあるわけです。それから、二つ目の高速道路の保有借入金ですけれども、一兆五千億のうち一兆四千六百二十億は借入金トータルの五十七兆の内数だというんですけど、その一兆四千億は全く出ていないわけなんです。

ですから、私は、二兆五千億もの債務を一般会計に担わせておきながら予算書に全く何も言及されていない、実質的にですね。そのことをずっと訴えてきたわけですが、そのことについて実は本質的な答えといいますか、今後の方針につながっていないということになっているわけです。

それで、財務大臣に時間もあれなので簡潔にお伺いしたいんですけれども、やはり本来これぐらいの多額の債務を一般会計に担っていただくならば、当然当初の予算の何らかの資料なり予算本体に明記されてしかるべきだったと思うんですけど、財務大臣、いかがですか。

○国務大臣（額賀福志郎君） 御指摘を踏まえまして、国会に提出している予算関係書類においてどういったお示しの仕方ができるのか、先生の御指摘もありましたので、今後検討させていただきたいと思っております。

○辻泰弘君 いや、そうじゃなくて、私が言ったから出たんです。出した資料がそれなんです。だから、出ているんです。これ以上何か出してくださるならまたいいですけども。

私が申し上げたいのは、こういったことが今後あっていいかどうかは別にしてですよ、とにかく一般会計に二兆五千億もの債務を承継させることをしておきながらですよ、私が言って初めてこういう形が出たんですけども、元々、財務省の基本的な姿勢として、予算書に載せる、予算総則なりに示す、あるいは関連資料としてこういうものを最初から用意していると、そういうものであるべきだという、このことを申し上げているんですけど、どうですか。

○国務大臣（額賀福志郎君） できるだけ分かりやすくするのが我々の務めであると思っております。

○辻泰弘君　そういった意味で、私は、今後こういったことがあるかどうかというのはあれですけど、あり得る話だと思うんですけども、一般会計の債務承継などがある場合は、予算書に何らかの形、予算書の本体にあるべきだと私は思っております。そのことについてやはり是非、財務大臣としてお約束いただきたいと思うんですが、いかがですか。

○国務大臣（額賀福志郎君）　今申し上げましたように、どういうふうな書き方をするか、検討させていただきたいと思っております。

○辻泰弘君　毎年あることかどうかは分かりませんが、私は二十八条資料というのは基本的には一つの情報として立派な資料だと思っておりますけれども、その中に、名目が違っていたり、トータルの中の内数だと、説明はそれはできますよ。しかし、二兆五千億もの数字がここここを足したらこうなるということにもなっていないという、これはやはり根本的な問題だと思いますので、その点については問題点として指摘をし、今後このようなことがあるときには必ず予算上明記すべきだと、あるいは明記できない事情があるならば、それは単独の資料として作成し国会にあらかじめ配るべきだと、このことを申し上げておきたいと思っております。

それから、時間の関係で次の点に移りますけれども、一つは、今日お配りしている二ページ目の資料、これは前回もお配りした資料でございますけれども、政府・与党決定と法案との相違についてということでございます。

閣議決定の方は来週の火曜日になるかというふうなことですけど、来週火曜日、閣議決定、一般財源化される予定なんですか、国土交通大臣。

○国務大臣（冬柴鐵三君）　今日、審議をしていただきまして、それからどういう決議をしていたか、それから月曜日に本会議でどういうふうにさせていただくか、その後の話でございます。

○辻泰弘君　それで、まず大臣に確認したいと思っておりますけれども、片や四月十一日の政府・与党決定がございます。これは、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化すると、こういうものでございます。

そして、今審議対象となっている法律、これは要綱で示しておりますけれども、二十年度以降十か年間は、毎年度、次に掲げる額の合計額に相当する金額を道路整備費の財源に充てなければならないということになっているわけですが、これはいずれも国土交通大臣として尊重するというお立場ですね。

○国務大臣（冬柴鐵三君）　もちろん、決まれば尊重するのは当たり前でございます。尊重させていただきます。

○辻泰弘君　決まればというか、片っ方では決定しており片っ方は御提示されているわけですから、両方、決まればじゃないですね。

○国務大臣（冬柴鐵三君）　そこに、ずっと読んでいただいたら分かりますけど、その条文だけではなしに、その前にずっと書いてあります。したがって、今回の法案というものは衆議院で二十一時間の審議を重ねて、衆議院では可決をされて送られてきている法案であります。私もこれを、国会法五十九条に基づきまして、修正も取下げもできないんですね。したがって、これは一日も早く成立をさせていただきたい、こういうふうに思っておりますのでございます。

○辻泰弘君　もう一点確認させていただきます。

四月二十八日に自民党と公明党で合意をされておるわけですが、この合意は四月十一日

の政府・与党決定と同一の内容で、それを具体化したものだと、こういう理解でよろしいですか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 私はそのように理解いたしております。

○辻泰弘君 そこで、国土交通大臣にお伺いいたしますけれども、国土交通大臣はかねがね予算委員会あるいは財政金融委員会での答弁の中で、道路特定財源制度は今年の税制抜本改正時に廃止し、二十一年度から一般財源化と、こうおっしゃっているわけでございます、これは一対でございますと、このようにおっしゃっておられます。また、私の質問に対しても、平成二十一年以降の一般財源化するという文言は、いわゆる今年の抜本的税制改革の中で議論される話でありまして、秋以降の話ですと、こういったことをおっしゃっているわけです。

そこで伺いますけれども、国土交通大臣のお考えとしては一般財源化というものは税制の抜本改革が前提であると、こういう御認識でしょうか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） そのように思います。

○辻泰弘君 ということは、税制の抜本改革なかりせば特定財源のままであると、こういうお考えですね。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 税制の抜本改革時に道路の特定財源制度は廃止され、二十一年度以降は一般会計とされるという方向で決められるであろうと。しかし、現在はまだ決まっていないわけございまして、このように今の法律が通らないと、地方道路整備臨時交付金もみんな待ってますけれども配れないわけです。したがって、まずこれをしていただいてから後にこの税制の抜本改革の中で一般財源にしようということでございます。

○辻泰弘君 私は、一般財源化を図る、すなわち道路特定財源の一般財源化を図る、また使途の見直しを行う、そのこと自体が実は税制改革の抜本的な改革だと私は思うんです。国土交通大臣はそうは思われませんか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 抜本改革はいろいろなテーマがあります。その中で、今まで長年特定財源とされてきたものを一般財源化するというのも、これも大きな抜本改革の一つであります。

○辻泰弘君 どうも、やはり抜本改革、税制の抜本改革ということに間に挟んで、その帰趨によっては必ずしも雲行きどうなるか分からぬという、そんなふうを受け止めざるを得ないわけでございます。

そこで、今お配りしております二つの方針があるわけですね。これは、最初の方は二十一年度から一般財源化するということでございますから、この意味するところは二十年度は特定財源が基本的に残るという意味合い、そして法案の方は二十年度以降十か年間ということでございますから、二十年度は同等でございますけれども、二十一年度以降二十九年までの九年間は政府・与党決定と違って特定財源が基本に残ると、こういうことでございますから、二つは基本的に両立しないといたしますか、乖離をはらんだものだと、このように理解しますが、このこと、この九年間の相違については認識されている、確認をされますね、国土交通大臣。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 相違しているというよりは、現在、私提案しているのは十年間となっているわけですが、これはその後に改正はできるわけですから、したがって、今年限りで切るという改正は十分できるわけでございます。

○辻泰弘君 確認いたしますけど、ですから、そういった意味で、改正しなければならないという意味合いにおいて九年間のそごが生じていると、その二つの方針には食い違いがあると、このことについての認識があたりだということですね。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 時系列に並べれば、一つも矛盾はしていないということを申し上げます。

○辻泰弘君 いや、ですから、私は時系列のことは前もお伺いしましたので、それはそれで理解しております。

時系列じゃなくて、現時点に立てば二つの政府の方針があるわけですね。その中心的な御担当の責任者たる大臣であるわけですから、その二つがやはり相矛盾するといいますか、両立はしないと、その九年間についてはそうであると、そのことについての御認識をお伺いしたいんです。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 時系列的に考えれば、矛盾は一切いたしておりません。そのような認識でございます。

○辻泰弘君 まあストレートに答えていただけないわけですがけれども。

そうすると、その差というものが時系列なるがゆえに出てきているということは、それは客観的事実でしょう。しかし、現時点に立てば政府の方針は二つあることも事実でございます。そのときにその二つをどうやって埋めていくのかと、このことをどうやって埋めていかれますか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 政府の方針も、今年の税制改革と書いてあります。今年の税制改革、今やっているわけではありません。したがって、これは繰り上げてでもということを経理はおっしゃっていますけれども、通常は秋以降、十二月に大体、税制改革というのは行われてきました。

したがって、それ以前に繰り上げてやるにしても、今、今日、これ締めくくり総括やっていたくんじゃないですか。そこと、その間には時間的な差がございますから、時系列的に考えれば、矛盾はいたしておりませんということをおっしゃっているわけでありまして。

○辻泰弘君 さっき申し上げました四月二十八日に自公両党の合意がございまして、それはもう当然大臣も御存じだと思わすけれども、二項目めに、平成二十一年度からの一般財源化等、平成二十年四月十一日の政府・与党決定「道路関連法案等の取扱いについて」に基づき、必要な法改正について年内に成案を得、国会に提出し成立を図ると、このように書いてあるわけですが、そういった考えでやられていかれると、こういうことでしょうか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） はい、そのとおりでございます。年内でございます。

○辻泰弘君 といたしますと、この今審議されている法律案の成立ということが、政府のお立場としては成立後に再改正をすると、こういったお考えですか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） そのとおりでございます。

○辻泰弘君 時期についてはどのようなお考えでしょうか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 与野党協議を通じまして、そこで合意を得て、そして議員提案になるのかどうなるのか知りませんが、政府提案もできるでしょう、これが成立した後であれば、この法律が参議院にかかっている間はこれ変更も取下げもできませんけれども、成

立した後は、これは政府が改正することもできます。

したがって、どういう手続になるか分かりませんが、我々の合意では、与野党協議というものを通じてそれを煮詰めた上で改正をすると、そういう合意になっていると理解をいたしております。

○辻泰弘君 もう一度確認いたしますけれども、そうしますと、国土交通大臣の御認識としては、一般財源化というものは、あくまでも税制の抜本改革があり、また与野党協議がある、こういったことを踏まえてのものであると、こういう御認識でございましょうか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 数次の合意が与野党あるいは、で行われておりますけれども、そのとおりに、政府・与党との話し合いもあり、あるいは総理の発言もあり、記者会見もありますが、すべてそのように言われていると理解をいたしております。

○辻泰弘君 私は、次の論点に行かざるを得ませんが、やはり今のことも次につながりますけれども、国土交通大臣が一般財源化というものを、本当にそのこと自体を追求されているのかと。政府の方針としての一般財源化というものを、そのお立場としてできれば回避したいといえますか特定財源を継続したいという、そういう思いを持っていらっしゃるよう受け止められて仕方がありません。

少なくとも、現時点において矛盾、乖離を残したままの立法化というものについては我々は到底賛同できないと、このことを申し上げておかなければならないと思っておりますし、一般財源化の本当の成否、道筋も不明確であると、このことを申し上げておきたいと思っております。

そして、三点目に入りますけれども、一般財源化の定義、内容、範囲についてお伺いをお願いします。

これについては私が四月十六日に本会議で御質問申し上げましたけれども、そのときに総理は、一般財源としての使途の在り方については、新エネルギー開発、地球温暖化対策、緊急医療体制の整備、少子化対策など様々な政策に使えるようにすべきと考えると、このようにおっしゃっておりますけれども、国土交通大臣はこの認識、全く共有されると理解していいでしょうか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） これは、これまで揮発油税収等の全額を毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けておりました。今回の法案ではこの仕組みを改めまして、揮発油税収等の全額を道路整備に充てることを原則としつつ、真に必要な道路整備を見極め、道路整備費を上回る税収については道路整備に充てる必要がないことを規定することとして、このように一般財源化が部分的に実現したのは、この法案の趣旨でございまして。

○辻泰弘君 おっしゃった内容はよく分かっております。それで、恐縮ですが、質問に答えていただきたい。

総理は、使途の見解ということで、一般財源としての使途の在り方については新エネルギー開発、地球温暖化対策、緊急医療体制の整備、少子化対策など様々な政策に使えるようにすべきと考えると本会議で答えていらっしゃるんです。そのことを全く同じ認識に立つかどうかをお伺いしているんです。イエスかノーかです。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 総理と私との認識には何の差もございません。

○辻泰弘君 国土交通大臣は四月十六日、これまた私の質問に対して、一般財源化した場合には道路整備以外の様々な政策にも活用できると、このようにおっしゃっております。そのことの意味、必ずしも同じではないわけですが、はっきりしていただきたいんですけれども、総理がおっしゃっている新エネルギー、地球温暖化、環境ですね、救急医療、医療、少子化、こうい

ったものに使うんだと、そういった意味合いでの一般財源だと、こういう認識かどうか、はっきりさせてください。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 今年の税制抜本改革時に廃止し、二十一年度から一般財源化するとされておりますので、与野党協議会を設置し、一般財源とする使途の在り方なども協議、決定するとも合意されているわけでありまして、現行の課税の趣旨から考えると納税者たる自動車ユーザーの理解が必要であるとは考えていますが、このような観点も含め、今後の税制抜本改革における論議の中で具体的な検討がなされるものと理解をいたしております。

○辻泰弘君 だから、同じだとおっしゃいながら、総理とは言い方が違うわけですよ。総理は生活者の目線で使い方を見直す、生活者財源へと改革していくと記者会見でおっしゃっているわけですよ。そういった意味での使途はエネルギーとか環境とか医療だとか少子化だとか、そういったものに使う、すべきだとおっしゃっているわけです。だから、そうだ、そうだ、それは同じかと言ったら同じだと言うけれども、直接聞けば別のことをおっしゃるわけです。だから、その点についてはやはり一貫した、共通したものがないというふうに思わざるを得ない。

財務大臣にお伺いしますけれども、財務大臣は総理の見解と全く同じですか。

○国務大臣（額賀福志郎君） 政府内部では全く変わっていることはありません。

今後、与野党の協議の中で、あるいは与党の協議の中でユーザーの理解を得ながら議論をしていかなければならない。それは、課税の根拠、そしてまた使い道、あるいはまた税率水準、我々は維持をしていただきたいと思っておりますけれども、そういうことをきちっと議論をしていくことが大事であるというふうに思っております。

○辻泰弘君 一般財源化というものを純粋に追求するならば、それは何の費目にも使えるというのが本来の姿でございます。財務大臣は必ずしもそうじゃないということなんですね。

○国務大臣（額賀福志郎君） 一般財源は使途を限定しているわけではありません。ただ、道路特定財源を一般財源化することでありまして、この課税の根拠についてこれまでのユーザーの皆さん方の理解を得るための根拠を示していかなければなりません。それから、使い道のことにしても、幅を広げていくわけでありまして、そういうことについて、あるいは税率水準についてしっかりと議論をしていくということが大事であると思っております。

○辻泰弘君 二十年度のいわゆる政府からするところの一般財源化については、四百二十七億ですけれども、この分については財務大臣はかねがね、余った分は道路に関連する分野、環境、信号機、交通事故関係などに使わせていただくと、このようにおっしゃってきたわけでございます。また、今日お配りしている三ページ、四ページ目の資料も、国土交通省、財務省の資料ですけれども、いずれも一般財源として、まあ国土交通の方は「一般財源（自動車関連）」と書いているわけでございます。そういった意味ではある意味で共通するのかもしれませんが、あくまでも一般財源というのはそういったこと見合いのことであると、そういうお考えですね、財務大臣。

○国務大臣（額賀福志郎君） それは、これまでの改正案の中で、道路整備を上回る分について一般財源化をするというその概念の上当たっては、これまで一般財源化をしたお金の使い方は、ひも付きではありませんけれども、これまででは信号機だとか自動車関連に使っていたお金が二千億円弱ありますので、その範囲内にありますから一般財源化しても御理解を得られるのではないかというのは政府案の中身の説明でございました。

これから年末、今秋の、秋に道路特定財源は廃止をし、来年度から一般財源化を図るとするのはまた違った意味を持つものでございまして、先ほど言っているように、課税根拠とか使い道と

か税率水準を改めてきちっと国民の皆さん方に理解してもらえるように議論をしていかなければならないということです。

○辻泰弘君 財務大臣、今おっしゃったことで確認しますけれども、すなわち、二十年度において一般財源化というものは自動車関連であるというふうなことで終始されてきたわけですが、今総理が提起され閣議決定されようとしている一般財源化というのはその範疇、枠組み、範囲ではないと、もっと広いものだ、ということですね。はっきりおっしゃってください。

○国務大臣（額賀福志郎君） そのとおりであります。

○辻泰弘君 国土交通大臣にお伺いしますけれども、その点について今財務大臣がおっしゃったことと認識は共有、全く一緒ですか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 閣内は一致しておりまして、一緒でございます。認識は一緒でございます。

○辻泰弘君 そうすると、おっしゃる一般財源化という意味は、福祉や教育や環境とか、そういったものにも使える、子どもが言っている純粋な一般財源化というふうなお考えだというふうに国土交通大臣のお立場としておっしゃいますか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 一般財源という法律の定義はありません。どこにもありません。しかしながら、今までは受益者、受益と負担の見合いで、自動車ユーザーに道路を造るからということで沿革が始まっていたわけでございます。これが今回、一部ではあるとはいえ一般財源化するという話、改正になり、これを全部一般財源化するという場合にどういうふうなことが起こるのか、これはこれから議論をしなければならぬことであると思っております。

○辻泰弘君 財務大臣は、一般財源化というのは二十年度における御説明とはやはり違ってくるということをおっしゃったわけです。私もそのように思いますが、国土交通大臣、その点についてはどうですか。

○国務大臣（冬柴鐵三君） 今言われているような意味では、それはもう違ってくるというふうに思います。財務大臣と同じ考えであります。

○辻泰弘君 財務大臣に確認させていただきます。

改めて、今年の一般財源化で示した用途を自動車関連に絞るという方針は今後は放棄することになるかと思いますが、それでよろしいですか。

○国務大臣（額賀福志郎君） そういう方向でこの秋に、税制の抜本改正時に道路特定財源を廃止をし、来年度から一般財源化を図るという考え方を告示しをし、与党内あるいはまた与野党の間でしっかりと議論をしていただきたいということでございますので、民主党の間でもしっかりと議論をして決めていくことが大事なことでありと思っております。

○辻泰弘君 今回の道路整備費財源特例法改正案の三条には、将来の枠取りと申しますか、取り戻しと申しますか、余剰分の、余った部分は取り返せると申しますか、そういったこともあるわけですが、この考え方も放棄することになると思っておりますけれども、財務大臣、いかがですか。

○国務大臣（額賀福志郎君） ちょっともう一回いいですか。



○辻泰弘君 要は、将来、余剰分を取り戻すといえますか、枠取りをしている、二重取りと私は申しあげましたけれども、その年の自動車、将来も余った分は取り戻す、その考え方はもう放棄されるという考えでいいですね。

○国務大臣（額賀福志郎君） これは、もう言うてみれば二重取りということはしていないので、ひも付きの一般財源化とは言っておりませんので、二重取りとは我々は解釈をしておりますけれども、いずれにしても、この秋に道路特定財源は廃止をして一般財源化を図ると。その際に考えなければならないことは、二十年度予算の改正案と二十一年度以降の改正案、新しい中身というものは変わっていくものと思っております。その際に、その課税の根拠をきちっと今までと違ったユーザーの理解を得なければならない、説明をしなければならない、使い道も理解を得ていかなければならない、それから税率水準も理解を得ていかなければならない、そういうことを議論していただきたいということでもあります。

○辻泰弘君 この最後の資料、国土交通省と財務省が出している資料では、一般財源の括弧の中に自動車関連というのが入っている、入っていないとあるんですけども、財務大臣は今まで自動車関連とおっしゃっていたわけですが、確認しますけど、一般財源は、括弧の、国土交通が書いている自動車関連と、これが二十年度だと、こういうお立場ですね。

○国務大臣（額賀福志郎君） 我々は、説明をしてきましたのは、二十年度予算の一般財源というのは二千億弱でございますけれども、それは今までの一般財源化の中から道路関係予算に使ってきた範囲でありますからユーザーの皆さん方にも理解をしていただけるだろうと、そういう意味で御説明を申し上げてきたわけでありまして、決してひも付きの二千億円ではないということも併せて説明をしてきたつもりでございます。

○辻泰弘君 時間が参りましたので終わらなければなりませんけれども、やはり国土交通大臣の御答弁をお伺いいたしましても、与野党協議あるいは税制改革、抜本改革、こういったものを前提とされる、また、一般財源化についても、ストレートに総理がおっしゃったような純粋な一般財源化を求めているのか、疑問が残るわけでございます。

その点について御指摘を申し上げまして、室井議員に時間を譲りたいと思います。だきます。